

一管区水路通報第 6 号

令和8年2月13日

第一管区海上保安本部

第 6 7 項	北海道南岸	様似港	掘下げ作業
第 6 8 項	北海道南岸	釧路港	水路測量
第 6 9 項	北海道南岸	厚岸湾南東方	海洋調査
第 7 0 項	北海道西岸	利尻島	魚礁設置作業
第 7 1 項	北海道西岸	利尻島	魚礁設置作業
第 7 2 項	北海道西岸	石狩湾港及び付近	海洋調査
第 7 3 項	本州東岸	尻屋崎東方	射撃訓練

お 知 ら せ

- 「海水情報センター」について
海水情報は下記Webページにより入手できます。
URL : <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

○ 船舶交通安全のための情報提供について

海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

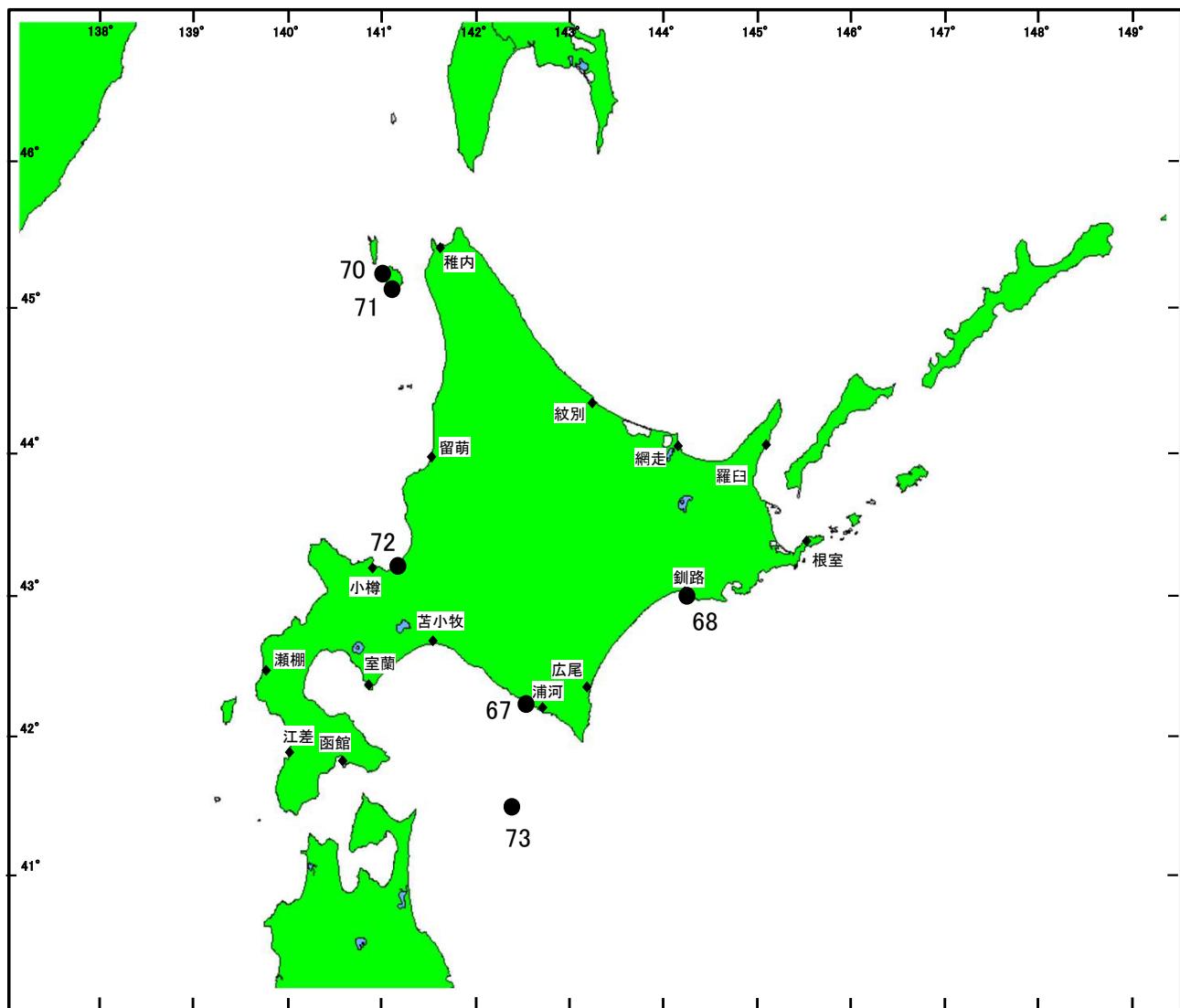
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大西洋域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navareall.html>

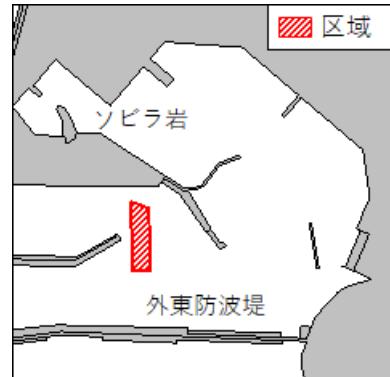
索引図



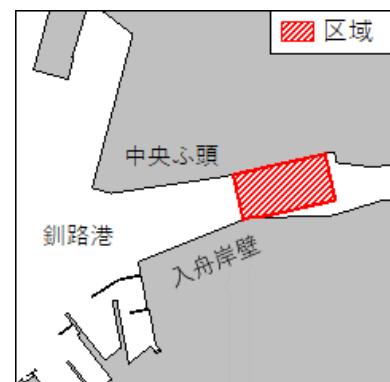
※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ69項については本項を参照ください。

8年67項 北海道南岸 一 様似港 掘下げ作業
図に示す区域で、作業船による掘下げ作業が実施されている。
期 間 令和8年3月6日まで 日出～日没
海 図 W30(様似港)
出 所 浦河海上保安署



8年68項 北海道南岸 一 釧路港、東区、第1区及び第2区 水路測量
下記区域で、作業船による水路測量が実施される。
期 間 令和8年3月1日～15日のうち2日間
区 域 下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域
(1) 42°58'52.4"N 144°22'33.7"E
(2) 42°58'54.7"N 144°22'47.9"E
(3) 42°58'49.4"N 144°22'49.5"E
(4) 42°58'47.5"N 144°22'37.8"E
(5) 42°58'47.5"N 144°22'36.0"E
(6) 42°58'47.2"N 144°22'35.3"E
備 考 測量中、白赤白の燕尾旗掲揚
海 図 W31
出 所 第一管区海上保安本部



8年69項 北海道南岸 一 厚岸湾南東方 海洋調査
下記区域で、調査船「北光丸(902t)」による海洋調査が実施される。
期 間 令和8年2月28日～3月12日
区 域 下記2地点を結ぶ線上付近
(1) 42°50.0'N 144°50.0"E
(2) 38°00.0'N 147°15.0"E
備 考 停船して観測機器を垂下する
海 図 W1070
出 所 水産資源研究所



8年70項 北海道西岸 一 利尻島、沓形港北方 魚礁設置作業
下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施されている。
期 間 令和8年3月20日まで
区 域 下記地点付近
45°13'21"N 141°08'25"E
備 考 囲い礁（高さ約1.6～3.0m、53基）を設置
海 図 W21
出 所 第一管区海上保安本部



8年71項 北海道西岸 — 利尻島、仙法志崎北西方 魚礁設置作業

下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施されている。

期 間 令和8年3月20日まで

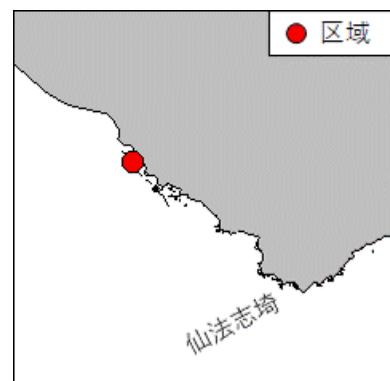
区 域 下記地点付近

45-07-02N 141-11-57E

備 考 囲い礁（高さ約3.3m 14基）を設置

海 図 W 2 1

出 所 第一管区海上保安本部



8年72項 北海道西岸 — 石狩湾港及び付近 海洋調査

図に示す区域で、作業船及び潜水士による海洋調査が実施される。

期 間 令和8年2月20日～令和9年1月31日（予備日を含む） 日出～日没

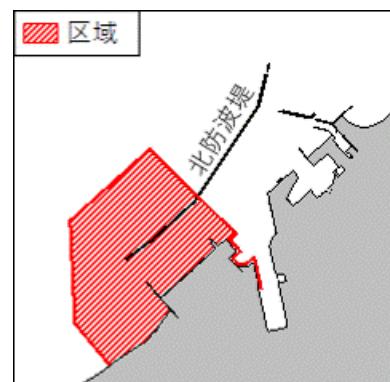
備 考 停船して観測機器を垂下する

潜水調査中、国際信号旗「A」旗掲揚

警戒船配備

海 図 W 7～W 2 8～J P 2 8

出 所 石狩湾港長



8年73項 本州東岸 — 尻屋崎東方 射撃訓練

下記区域で、自衛艦による水上射撃訓練が実施される。

期 間 令和8年3月9日（予備日10日～12日）0600～1700

区 域 41-20-10N 142-29-47E

を中心とする半径15海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「B」旗掲揚

海 図 W 4 3

出 所 防衛省海上幕僚監部

